

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等  
に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 相手国居住者等配当等に該当する株式等に係る譲渡収益について、相手国居住者等が限度税率等を定める租税条約の規定の適用を受けようとする場合に提出する届出書の記載事項の細目等を定めることとする。(第2条関係)
- 2 相手国居住者等である個人が支払を受ける給与について、国際運輸の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に起因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとする場合に提出する届出書の記載事項の細目等を定めることとする。(第4条関係)
- 3 非居住者に係る金融口座情報の報告制度について、居住地国確認書類の範囲に中核市の長から交付を受けた療育手帳を加えることとする。(第16条の4関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、平成31年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)